入　札　心　得　書

第１条　入札参加者は、町有財産売払公示、要領及び本心得書を熟知の上入札してください。物件詳細については現況を優先します。

第２条　入札資格参加者の資格は、地方自治法施行令第１６７条の４の規程に該当せず、かつ、税の滞納をしていない者。

第３条　入札参加希望者は、売払公示で指定した場所に指定した期限まで、所定の入札参加申込書を提出してください。（持参若しくは郵送による申し込みとなります。）入札参加者が法人である場合は、入札執行日前６か月以内に発行された登記事項証明書、入札参加者が個人の場合は、入札執行日前６か月以内に市町村長が発行した身分証明書、並びに納税証明書を添付してください。

第４条　入札参加者は、入札執行日前に見積もった入札金額の１００分の５に相当する額以上の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、銀行又は指定金融機関の保証を担保として受けようとするときは、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。なお、次の（１）から（３）に該当する者はこの限りではありません。

（１）保険会社との間に町を被保険者とする入札補償保険契約を締結し、これを証する書類の提出がされたとき。

（２）過去２年間に国又は都道府県若しくは市町村と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって、締結し、かつ、これをすべて誠実に履行し、これを証する書類の提出がされたとき。

（３）その他、町長が不要と認める場合。

第５条　入札参加者は、入札に関し町の担当者の指示に従ってください。

第６条　入札参加者は、入札開始１５分前に受け付けを済ませてください。また、入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を提出してください。

第７条　入札書は、入札者の住所、氏名（法人であっては商号名称及び代表者）を記入の上、必ず印鑑証明書に登録された印鑑（委任状の受任者にあっては委任状に押印された受任者の印鑑）を押印してください。

第８条　提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回をすることができません。

第９条　次の各号の一に該当する入札は無効とします。

（１）　入札に参加する資格がない者の入札

（２）　町有財産一般競争入札参加資格申込書（入札参加者が代理人である場合は委任状を提出）を提出していない者の入札

（３） １人で一度に２通以上の入札書を提出した場合

（４） 入札書に記載した金額を訂正しているもの

（５） 入札書の入札金額、氏名（法人であっては商号名称及び代表者）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、そのほか主要な事項が認識しがたいもの

（６） 入札にあたり、他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札

（７） 公示又は本心得書の事項に違反した入札

（８） 入札に関し、町の担当職員の指示に従わなかった者の入札

（９） 酒気をおびて入場した者の入札

（１０）郵送による入札

（１１）その他入札に関する条件に違反した入札

第10条　開札の結果、町の予定価格に達する入札のない場合、再度入札を行いますが、入札は原則として３回を限度とします。

第11条　開札の結果、町の予定価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格入札者が２人以上いる場合は、くじ引きによって落札者を定めます。

第12条　契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印の上、契約の相手方として決定された日から７日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

第13条　契約を締結しようとする者は、売買契約の際、契約保証金として契約金額の１００分の５以上の金額を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、町長が認める場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

２　前項ただし書きの場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したことである場合には、履行保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間がこの契約の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

３　契約保証金に代える担保として定期預金債券を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日時のある承諾書を提出してください。

第14条　契約を締結しようとする者は、売買金額を、町が交付する納入通知書に記載された日までに納めなければなりません。

第15条　契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、返還するものとする。ただし、この金額を納入期限までに完納しないときは、町に帰属することになります。

第16条　売買財産の引渡しについては、売買代金の完納後に所有権が移転した日から起算し

１年以内に売買財産を転移することとします。ただし、引渡し場所は町が物件を管理している場所とします。

第 17 条　売買財産の搬出する際には近隣の土地及び使用する道路の管理者と調整の上で搬出することとし、引渡し場所および接道を含み、搬出に伴う損害、汚損等が発生した場合には、落札業者が修繕、清掃等の費用を負担し、速やかに原状回復を行う必要があります。

第 18 条　この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとします。